

宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による本措置請求について、同条第4項の規定に基づき監査した結果を次のとおり公表する。

平成19年5月11日

宮城県監査委員 遊 佐 雅 宣

宮城県監査委員 谷地森 涼 子

第1 請求のあった日

平成19年3月8日

第2 請求人

仙台市青葉区中央四丁目3-28

仙台市民オンブズマン

代 表 坂 野 智 憲

第3 措置請求の内容

できるかぎり措置請求書の原文に即して記載する。

- 1 平成15年度から18年度までの4年間に、宮城県議会議員56名は、「宮城県議会議員の海外視察に関する取扱要領」（以下「要領」という。）に基づき、別表第1に掲げる16回にわたる海外視察を行った。総支出額は、60,898,389円である（事実証明書1）。16回の海外視察のそれぞれの旅程は、事実証明書2～17に記載のとおりであった。

この海外視察は、議員の任期中に1人120万円、2回以内を限度として認められているものであるが、その実施に当たっては、宮城県政との関連性や必要性が十分に検討され、かつ「最少の経費で最大の効果を挙げる」（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項）ものでなければならない。宮城県民の税金を使つての視察である以上、それは当然のことである。

しかし、これらの視察には、共通して以下に見るような看過できない問題点が含まれている。

- (1) 海外視察に当たって何よりも重要なことは、視察計画が宮城県政との関連でその必要性が十分に検討されたものであるかどうかである。「要領」に基づき議長に提出される「申出書」には、期間、視察地、構成員、視察目的が記載されているが、視察地や視察目的が、宮城県政上のどのような課題を解決するために選定されたのかが明確にされていない。このような宮城県政との関連性・必要性の明確でない海外視察は本来許されるべきものではない。

「要領」は「全国議長会の企画による視察」を認めており、16回のうち3回はこの企画への参加である。この視察はいわば「お誂え」の企画への参加であり、自前の

問題意識を持つての参加ではない。したがって宮城県政の課題の解決に役立つ要素はほとんどなく、全く無意味な視察であり税金の無駄遣いである。

- (2) 全ての視察について報告書は一応提出されているが、その内容を見ると、ほとんど意味がないと思われる視察や、視察とは名ばかりで実質は観光と言ってよいものが少なくない。これらに関する経費は、いずれも違法・不当な支出である。また、報告書には視察内容をどう県政に活かすかについての言及はほとんどない。
- (3) 公金の流れが極めて不透明で、支出の適・不適は事実上ノーチェックの状態となっている。旅行業者の見積書をもとに、旅費条例によって算定され、議員個人に支給された旅費が、その後当該議員から旅行業者にどのように支払われたかを確認できる資料(契約書、支出証明書、領収書等)は一切ない。このような形での公金の支出は違法・不当と言わねばならない。
- (4) 視察に参加する議員が旅行業者を選定しているが、その経過が不透明で、競争性が全く働いていない。競争入札によらない業者選定は違法・不当である。こうした業者選定によって、例えば自民党・県民会議の議員による視察は16件中5件を数えるが、業者は全て日本通運(株)仙台旅行支店である(ちなみに、自民党・県民会議は政務調査費による「調査」の際も、旅行業者は日本通運(株)仙台支店である)。このような特定の業者との不透明な関係は、直ちに改善されるべきである。

不透明な、競争性の働かない業者選定によって航空運賃のビジネス料金に大きな格差が生じている。ヨーロッパ方面の旅行では、一番高いのは、番号(別表第1の番号をいう。以下同じ。)16のフランスのケースで、917,200円。一番低いのは、番号3の北欧・イギリスのケースで、470,000円。2倍近くの開きがあることになる。前者は仙台の業者、後者は東京の業者だが、東京の業者が安いという傾向は他の例にも当てはまる。例えば、番号11,12は何れも東京の業者で、料金はそれぞれ480,000円,548,250円である。これに対し、仙台の業者は80万円前後である(番号2,番号6等)。アメリカ方面の旅行にも同様のことが指摘できる。番号4は仙台の業者で、814,200円、番号10は東京の業者で510,000円。いずれにしても、業者間の適正な競争があれば、相当程度の経費の節約が可能であったことは間違いない。

ビジネス料金については、仙台市議会との格差についても触れておく。仙台市議会の場合、ほとんどが地元の業者で、ヨーロッパ方面は32万円から50万円、アメリカ方面は32万円である。宮城県議会議員が利用したビジネス料金は法外なものであったと言わねばならない(エコノミー料金についても、番号8と番号14はいずれもヨーロッパ方面への旅行だが、それぞれ531,000円,298,000円と大きな開きがある)。

- (5) つまるところ16件の海外視察は、いずれも120万円を限度として任期中1人2回以内の旅行を実施できるという、議員に与えられた特権を行使したに過ぎず、ほとんど意味のないものであったと言うべきである。
- (6) つけ加えれば、旅費条例に基づいて支度料(86,240円)が支給されているが、数十年前ならいざ知らず、いまだ支度料が必要とされるはずもなく、この制度は即刻廃止されるべきである。

2 番号1～番号16の各視察（事実証明書1）の個別の違法・不当性は下記の通りである。

(1) 番号1（事実証明書2，29（事実証明書29は追加提出））

本視察は、視察目的をアルゼンチン宮城県人会周年事業参加，港湾都市のあり方調査，ブラジル移民周年事業参加，ブラジル宮城県人会周年事業参加，県人会館設立状況調査，さけます漁場調査及び環境保護調査として，平成15年7月21日から同年8月2日までの13日間，8名の議員によって，アルゼンチン共和国，ブラジル共和国及びチリ共和国にて行われたものである。

本視察はブラジル及びアルゼンチン県人会側から「我々議員にも出席要請があり，この機会に」と報告されるとおり，県人会への出席が主目的と思われるところ，そもそも，こうした目的のための海外視察の必要性が問題となる上，「浅野知事・石橋副議長他宮城県からの一行」も参加されている中で，別途，本視察を行う目的・必要が看取しうる報告内容となっているとは言い難く，こうした問題点は，「我々は，今回の視察において，出会った人々から，「勤勉な日本人」「誠実な日本人」という感想を多数聞かされました。様々な分野で今もなお活躍している日本人。同じ民族として，誇りに思い，また深甚なる敬意の念を禁じ得ませんでした。」などという感想文的報告に表れているものといえる。

(2) 番号2（事実証明書3，30（事実証明書30は追加提出））

15日間の視察旅行で4カ国を訪問しているが，8月30日，31日のアテネ視察，9月3日のフィレンツェ，9月6日ないし8日のミラノについては，報告書がないことから，純然たる観光旅行と考えられる。また，9月2日に予定されていたローマ県庁における地震対策調査，EUにおけるLEADER事業の実態調査については報告書がなく，障害児教育等調査は，前日の昼食会後に行われている。9月2日に関する報告書はなく，同日も観光がなされたと思われる。これらについての経費は，違法，不当な支出そのものである。

報告書は「走り書きのメモを参考に，当時の記憶を引っ張り出して」まとめられ，「この訪問で得られた成果をストレートに県政に活かすことは極めて難しい」と記載されている（事実証明書18）。他の議員の報告書も，視察内容をどう県政に活かすかは明らかではない。加えて，ローマ県知事の昼食会で飲酒した後の障害児教育調査では，「視察出来ない風体の者」もあったと記載されており，県政に活かされる視察がなされていたか甚だ疑問である（事実証明書19）。

(3) 番号3（事実証明書4）

本視察は，視察目的をフィンランドの国会状況・女性の社会進出・福祉政策，スウェーデンの郵政公社事業・県議会・自然エネルギー，イギリスのオックスフォード市議会状況，地方制度改革と掲げ，平成15年8月27日から同年9月7日までの12日間，全国議長会夏期欧州地方行政視察団（14名。うち宮城県議員は2名）によって，フィンランド，スウェーデン，イギリスにて行われたものである。そもそも県政との関連性は全く不明であるし，報告内容も視察先の聞き取り内容を記載したに過ぎず，県政の効果等は読みとれない。仮に視察先が議会であることなどから本視察の必要性が肯定されるとすれば，いわば公金による海外視察はフリーパスとなってしまう

ものの一典型例である。

(4) 番号4 (事実証明書5, 31 (事実証明書31は追加提出))

平成16年5月5日から5月15日までアメリカ合衆国及びカナダの海外視察であるが、報告書は、内容のない報告の羅列に過ぎず、県政との関連性、視察をどう県政に活かすかは不明である。また、5月9日のナイアガラにおける観光誘致政策調査の報告書は、施設の説明のみに終始し(事実証明書20)、5月10日は、日程表ではカルガリーにおいて国際競技場視察調査目的で冬季五輪競技場を訪問しているが、報告書には選手たちの活躍を思い出したという記載程度しかなく(事実証明書21)、また、5月11日のバンフ国立公園において環境保護状況調査は、報告書の中に「雪舞い散る中、雪上車にて氷河を見学」との記載があるなど、単なる観光にすぎないものであり(事実証明書22)、これらの経費は違法、不当な支出である。

(5) 番号5 (事実証明書6)

スローフィッシュ実行委員会が企画した旅行への参加である。報告書も同実行委員会が作成したものであり、議員以外の感想文、新聞記事等が大量に含まれ、議員自らがイタリアにおいて何を県政のために学んできたか窺い知ることができない。

また、6月3日から7日までのスローフードイベント開催中の議員の活動が不明である。さらに、レバント及びオリビエートでの視察内容は単なる観光にすぎず、6月9日のローマ市内観光とショッピング(コロッセオ、フォロロマーノ(外観)トレヴィの泉、スペイン階段など観光と日程表に記載)は完全に観光である。これらは県政と全く関連性がなく、これらの経費は違法、不当な支出である。

(6) 番号6 (事実証明書7, 32 (事実証明書32は追加提出))

13日間に6カ国への海外視察であるが、7月17日~19日のトリノ、ベニス、フィレンツェでの3日間は観光にすぎず、これらについての経費は違法、不当な支出である。なぜなら、17日の日程表ではトリノで簡単な市内調査~キリストの聖衣鑑賞~となっており、トリノでの報告書は存在しない、ベニス、フィレンツェの報告書は、ベニスの花火の写真、フィレンツェのサンジョバンニ洗礼堂の八角天井の写真が添付され、観光の感想文にすぎない(事実証明書23)からである。

なお、超過部分は自己負担とされているが、その経費の出所(政務調査費かどうかを含めて)を明らかにするべきである。

(7) 番号7 (事実証明書8, 33 (事実証明書33は追加提出))

本視察は、視察目的を農業・水産業の状況調査、退職者移住の実態調査、ニューサウスウェルズ州議会訪問等として、平成16年7月24日から同年8月4日までの12日間、3名の議員によって、オーストラリア、ニュージーランドにて行われたものである。

カンタス航空本社訪問の目的につき「仙台空港アクセス鉄道整備が着手された折からも改めて豪州定期路線開設へ向けての関係者の考え方を伺うために訪問した。」(議員側)などと述べるものの、カンタス側から「戻り便を考えると旅行業者とも打ち合わせが必要であるし、税金とか利用料への対応も考えて欲しい」、「日本からどんな荷物があるか紹介して欲しい」などと電話・電子メール等の事前問い合わせで容易に知りえ、或いは聞くまでもない回答しか得られていないことをはじめ、総じて事前調

査内容の不明性・視察目的の抽象性から、具体的な意義・効果を把握できない報告内容になっているほか、ワイトモ洞窟に至っては「ここはシーズンになると大勢の人達が押しかけ、駐車場に入るのにしばらくの時間待ちが必要で、更になぜか100メートル程の洞窟見学に数時間を要することになるそうであるが、シーズン・オフのこの時期幸いにも私達は1時間程で見学を終えることができた。」(事実証明書24)などとの感想をはじめ総じて観光旅行との批判を免れない面は否定し難い内容となっている。

(8) 番号8 (事実証明書9, 34 (事実証明書34は追加提出))

12日間に4カ国を訪問、視察している。約6ヶ月後に、時機を逸した29ページの報告書が提出されているが、視察内容がどのように県政に活かされているかは明らかではない。また、通訳・ガイド費用が旅行代金に含まれておらず、実効性のある視察がなされたのか、通訳等がいたのであればその費用の出所はどこになるのかは明らかではない。さらに、航空運賃は、ビジネスの1名が83万1000円である一方で、エコノミー利用でも一名53万1000円と高額である(事実証明書25)。

なお、「私費参加」で申し出た2名の議員の経費は政務調査費から支出されている。

(9) 番号9 (事実証明書10)

7日間で3カ国の視察であるが、報告書を見ても、それぞれの視察が県政とどう関わり、視察内容が県政にどう活かされるのかについてはほとんど触れられておらず、必要な視察旅行であったか、そもそも疑問である。また、旅行命令記載の旅行代金は各議員で異なるものの、旅行者へは5人分まとめて支払われており、各議員が旅行者にいつ、いくら支払ったのかは明らかではない。

(10) 番号10 (事実証明書11)

全国議長会が企画した北米地方行政視察団への参加である。111ページの報告書が3ヶ月後に提出されているが、旅行代金に含まれる2万円で購入した公式記録であり、参加した2名個人の報告書はない。全国議長会の企画に参加するだけの海外視察は、県政との関連性が不明であり、また、視察内容が今後県政に活かされるとは考えられないものであることから、全くの無駄遣いである。

(11) 番号11 (事実証明書12)

1名の議員が全国議長会の企画した欧州3カ国(スウェーデン・イギリス・ハンガリー)12日間の海外視察旅行に参加したものであるが、個人の視察報告書はなく、団体が作成した報告書のみでかつ報告書の費用として6,500円を支出している。実際の視察は12日間のうち6日間であり、その内実際に意見交換等をしたのは3日間である。他の3日間は単なる視察となっている。事前勉強なしに全国議長会があつらえた企画に参加する海外視察はまったく無意味であり、視察した内容をどのように県政に反映するか個人の報告書がないのは違法、不当といわざるを得ない。

(12) 番号12 (事実証明書13)

欧州3カ国(ドイツ・オランダ・スウェーデン)9日間の海外視察旅行であるが、実施日から8ヶ月後に出された報告書は作成した者の署名もなく、視察団としてのA4版5ページ半のおそまつなものであり、資料が添付されているがメモ書き等も一切なく、写真も一枚もない。9日間の内、実際に相手方と面談したと見受けられるのは

3日間だけである。これでは、観光旅行といわざるを得ない。視察した内容をどのように県政に反映するかの個人の報告書がないのは違法性、不当性を裏づけるものである。

(13) 番号13 (事実証明書14)

ベトナム5日間の海外視察旅行である。実施日から4ヵ月後には各人の写真付き報告書が提出されているが、報告書の内容は、旅行記のような感想文であり、資料等は一切添付されていない。報告書には「視察旅行であれ研修旅行であっても旅は道連れであり、いい人達と一緒になので強行日程であったが、とても楽しかった」「事前の勉強を殆どすることもなく参加したが、実に稔り多い、心に残る数々の研修ができた」(事実証明書26)とあり、多額の費用を使用する割には事前勉強もしないで参加したと告白している。しかも発展途上国であるベトナムの視察が県政にどのように活かされるのだろうか、個人に割り当てられた海外視察旅行費の残額に見合った旅行をしたに過ぎないように思われるので、違法不当といわざるを得ない。

(14) 番号14 (事実証明書15)

スペインのモンドラゴン協同組合(MMC)、広域行政、オランダのワークシェアリングと高齢者福祉、フランスのグリーンツーリズムとごみ・リサイクルが視察目的であったようだが、報告書には視察結果を今後の県政(地方行政)にどう活かすのかについては、ほとんど触れられていない。MMCやワークシェアリングは、本を読めばわかるようなことしか書かれておらず、ほとんど意味のない視察であったと言わねばならない。旅行は実質9日間であったが、この内3月29日、4月1日、2日の3日間は完全な物見遊山(事実証明書27)で、この間の経費は違法・不当支出そのものである。4月2日のパリ市内視察についての報告には、「ルーブル美術館とオルセー美術館の芸術群にただただ感動するのみだった」とのみ記載されている。

(15) 番号15 (事実証明書16, 35 (事実証明書35は追加提出))

この視察の簡単な報告書からは、宮城県大連事務所、アイリスオーヤマ、ジェットロ上海センター、上海浦東経済特区、上海久光百貨店を訪れ、担当者からいろいろ説明を受けたことはわかる。しかし、村井知事の与党会派である自民党・県民会議のメンバーとして、村井知事の海外戦略に対して何を提言するのかについては、全く触れられておらず、この時期に8人(3人は別の費用で参加、政務調査費か?)もがぞろぞろと旅行する必要があったとは到底思われない(翌年4月の改選を前に、予算消化のねらいがあったと見られてもいたしかたないであろう)。加えて、たった片道2時間程度のフライトに241,300円ものビジネス料金を使うのは、無駄遣い以外の何ものでもない。

(16) 番号16 (事実証明書17)

報告書では、アンギャンレバンの公設カジノ、在仏日本大使館、フランス農漁業省、農家の4箇所での視察を行ったことになっているが、バイオ燃料の生産現場の視察が取りやめになったのであるから、おそらく視察時間はトータルでせいぜい4時間程度であろう。

この視察のために、今回が1回目の視察であった議員には120万円が支給されている。旅行業者の見積もりでは、驚くべきことにビジネス航空運賃は917,200

円、パリの宿泊料金は1泊42,000円で合計126,000円となっている(事実証明書28)。3議員の選挙区は都市部であるから、農業の調査に主たる関心があったとは思われない。とすると、3議員が結果的に調査目的を果たしたのは、アンギャンレバン市の公設カジノ場ということになる。これだけの経費を使ってこの時期にカジノの調査をしなければならない理由を見出すのは困難である(この旅行も予算消化と見られてもいたしかたないであろう)。この視察こそ無駄遣いの典型である。

なお、2回目の視察で満額支給がされなかった2議員、及び「自費」で参加したとされる4議員はそれぞれの経費の出所(政務調査費かどうかを含めて)を明らかにすべきである。

3 以上に見たように、16件全ての海外視察に違法・不当な支出があることは明らかである。仮に旅費の支出に違法・不当がないとしても、海外視察の実態が単なる観光旅行に過ぎず、県政の課題の解決に資することがないことが明らかになった場合には、宮城県知事には議員らに対して不当利得分の返還を求める権利がある。事実16件の視察には上記報告書の検討で見たように、観光旅行まがいの事例が数多く存在している。

また、法外なビジネス料金に見られるように、議員らの視察費用は高額に過ぎ、旅費の一部はプールないし他に流用された疑いもある。そうした部分についても不当利得分の返還を求める権利がある。

然るに宮城県知事は、今日に至るまで違法・不当な支出のあった議員らに対する不当利得分についての返還請求権の行使を怠っている。

監査委員は、厳正な監査を実施し、違法・不当支出相当額について、宮城県知事に対し関係議員らからの返還を求めるなどの必要な措置をとるよう勧告することを求める。

第4 請求の受理

1 受理の対象

議員の海外派遣においては、県議会議員の報酬等に関する条例(平成12年宮城県条例第95号。以下「議員報酬条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、費用弁償を支給することとされている。その種類及び額については、同条第3項の規定に基づき、車賃、日当、宿泊料、支度料の額を規定するほか、職員の例によると規定されていることから、職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号。以下「職員旅費条例」という。)の適用がある。これらの費用弁償は、知事が算定し支出することとされ、概算払いによる支出の場合については、旅行後に精算確認をすることとなっている。請求人は、これらの支出について旅費と言っているが、以降、これらの規定に基づき費用弁償に統一する。

一方、住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実が請求の対象とされているところ、請求人は、議員が旅行に関して支出した行為について違法又は不当を述べているが、費用弁償は議員本人に支給された時点で公金ではなくなるという性質上、議員がどのような支出をしたかは、住民監査請求の対象とはならない。したがって、本請求は、知事が、違法又は不当な旅行に対して費用弁償を支出したことによる「違法又は不当な公金の支出」と、当該支出に係る公金について不当利得返還請求権を行使

していないことによる「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」に該当するものと解し、次の2に掲げるものを除き受理することとした。

2 受理の範囲

請求人は、「16件全ての海外視察に違法・不当な支出があることは明らか」とした上で、「知事が違法・不当な支出のあった議員らに対する不当利得金についての返還請求権の行使を怠っている」として監査及び措置を請求しているが、公金の支出に係る住民監査請求には期間の制限があり、また、特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としている住民監査請求については、請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として法第242条第2項の規定を適用するのが相当（最高裁昭和62年2月20日判決）とされており、いずれにしても監査請求期間の制限がある。

そこで、事実証明書1で摘示された、番号1から番号16までの旅行を見てみると、本件監査請求があった日は、番号1から番号13までの旅行に係る支出のあった日から1年以上を経過しており、本件監査請求のうちこれらの旅行に係る部分については、法第242条第2項本文の監査請求をすることができる期間を徒過している。また、同項ただし書の「正当な理由」があるとも認められない。

したがって、本件監査請求のうち番号1から番号13までの旅行に係る部分については、不適法なものであるから、これを却下する。

第5 監査の実施

1 監査委員の除斥等

藤原範典監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。また、菊地浩監査委員は、一身上の都合により本件監査を回避することとした。

2 監査の対象事項

番号14から番号16までの旅行（以下「監査対象旅行」という。）に係る費用弁償の支出とした。

3 監査対象箇所等

知事の補助執行者として監査対象旅行に係る費用弁償の支出の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、監査対象旅行に係る議員の派遣を議決した議会の代表者であり、監査対象旅行に係る海外視察報告書を受理した議長、監査対象旅行を行った各議員及び監査対象旅行の業務を取り扱った旅行者について、法第199条第8項の規定に基づいて調査を行った。

4 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき平成19年4月5日に実施した請求人による証拠の提出及び陳述において、証拠（事実証明書29から35まで）の追加提出があり、以下のとおり措置請求書を補足する陳述が行われた。

（1）支払証明書には、海外旅行に欠かせないガイド料、通訳代の記載がなく、雇ったのかどうかも分からない。また、食事代、添乗員についても不明である。

- (2) 旅行費用はトータルでいくらかかって、そのうち公費で120万円を支払って残りは誰が支払ったのか、実際に旅行者に見積書のとおり支払われたのか解明する必要がある。

第6 監査の結果

1 事実関係の確認

書類調査により、次のことを確認した。

(1) 監査対象旅行に係る議決等の手続き

このことについては、別表第2のとおりであることを確認した。

(2) 番号14の旅行に係る費用弁償の算定額及び支給額

このことについては、別表第3のとおり平成18年3月24日に6人の費用弁償総額5,073,052円が支出されていることを確認した。

費用弁償が支給された議員は、内海太議員、藤原範典議員、坂下康子議員、遊佐美由紀議員、菅原実議員、加賀剛議員の6人であった。

(3) 番号15の旅行に係る費用弁償の算定額及び支給額

このことについては、別表第4のとおり平成18年10月6日に5人の費用弁償総額2,010,897円が支出されていることを確認した。

イ 費用弁償が支給された議員は、渡辺和喜議員、今野隆吉議員、仁田和廣議員、寺島英毅議員、外崎浩子議員の5人であった。

ロ 今野隆吉議員は、平成17年4月28日に海外派遣に係る費用弁償として既に950,397円が支給されているため、今回の費用弁償の算定額は397,678円であるが、上限額との差額の249,603円が支給されていた。

(4) 番号16の旅行に係る費用弁償の算定額及び支給額

このことについては、別表第5のとおり平成18年10月12日に3人の費用弁償総額2,576,428円が支出されていることを確認した。

イ 費用弁償が支給された議員は、仁田和廣議員、千葉達議員、石川光次郎議員の3人であった。

ロ 仁田和廣議員は、平成18年10月6日に海外派遣に係る費用弁償として既に483,978円が支給されているため、今回の費用弁償の算定額は1,177,948円であるが、上限額との差額の716,022円が支給されていた。

ハ 千葉達議員は、平成16年10月29日に海外派遣に係る費用弁償として既に539,594円が支給されているため、今回の費用弁償の算定額は1,176,744円であるが、上限額との差額の660,406円が支給されていた。

ニ 石川光次郎議員は、費用弁償の算定額が1,263,364円で上限額を超えているため、上限額の1,200,000円が支給されていた。

ホ 海外視察報告書の内容から、平成18年10月16日と17日の日程に変更が生じているにもかかわらず、必要な手続きがとられていなかった。変更後の日程では、17日はパリ市内の移動となるため、日当の8,300円が減額されることになるが、費用弁償の再計算をしておらず、精算確認が不適切であった。しかし、旅行した3議員は、いずれも120万円の上限額を超えた旅行のため、既に支給された費

用弁償の額に変更は生じなかった。

2 議長，監査対象旅行を行った各議員に対する調査

議長，監査対象旅行を行った各議員に対し，文書による調査を行い，回答と証拠書類の提出を得た。できるかぎり回答書の原文に即して記載する。

(1) 措置請求書第1-1-(1)から(6)までの請求人の指摘に対する議長の見解 イ(1),(2),(5)について

議員の海外派遣については，法第100条第12項及び宮城県議会会議規則（昭和50年宮城県議会規則。以下「会議規則」という。）第122条第1項の規定により，議案の審査又は県の事務に関する調査のためその他議会の議決を経て議員を派遣することができる」とされている。

さらに，「要領」（平成8年4月1日実施）において，全国議長会の企画による視察，公的な機関等による視察，議員3人以上の企画による視察を派遣基準として定めており，海外派遣は，こうした基準に基づき適正な手続きを経て実施しているものである。

また，視察内容に疑義が呈されているが，視察は，地方公共団体の議決機関として広範な権能を有する県議会の活動能力を高めるため，議会が議決した目的に従って行っているものであり，違法・不当な支出にはあたらない。

なお，視察の成果は，海外視察報告書に記載されるだけでなく，本会議での質問や委員会の場において県政への政策提言や立案に活かされているものである。

ロ(3)について

議員の海外調査に関する費用弁償は，議員報酬条例に基づき，職員の旅費の例により適正に支出されている。

費用弁償の請求に係る書類としては，旅行業者の見積書，日程表（毎日の行程，宿泊施設名，搭乗する航空機等の路線，発車時刻等を記載したもの）を添付している。また，外国内の車賃は実費支給とされていることから，旅行完了後に支払証明書を徴している。費用弁償の支給は，議員個人に対し現金支給され，旅行業者には議員本人から支払をしている。

ハ(4),(6)について

費用弁償は，公務のための旅行に要する費用として議員個人に支給される（職員旅費条例第3条第1項）ものであり，県が当事者となつての契約行為を行うものではない。したがって，旅行業者を選定するのは，内国・外国を問わず議員自身の判断に委ねられることになる。この場合に支給する費用弁償は見積書等を徴し，宿泊料等については条例に定める定額の範囲内で，又，外国内での車賃については，実費を支給している。

支度料については，外国旅行において，内国旅行の場合とは異なる準備・携行品（旅行保険・日本と異なる衛生・気候状況に対応するための携行品及び外交的な観点からの最小限の儀礼品）等にかかる費用にあてるためのものであり，必要な経費と考えている。

(2) 措置請求書第1-2-(14)から(16)までの請求人の指摘に対する監査対象旅行を行った各議員の見解

イ (14) について (民主フォーラム代表 内海太)

法第100条第12項は、議会が会議規則によって、議員を派遣することができる旨を定めている。派遣が認められるのは、議案の審査のため、当該地方公共団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときである。

民主フォーラムの今回の海外派遣は、平成8年4月1日実施(平成12年6月12日改正)の「要領」に基づいて議長に申し出をし、かつ議会運営委員会の承認を得た後に本会議の議決を経たものであり、手続きにおいて合法であることは明らかである。

次に請求人の番号14における指摘事項の三点について回答する。

「報告書には視察結果を今後の県政にどう活かすのかについては、ほとんど触れられていない。」について

今回の視察にあたっては、最初に宮城県政の発展に役立つと考えられ、かつ各自が調査研究したいテーマの提出を各議員に求めた。その後、会派の会議においてその理由とテーマに即した視察先についての説明を各議員より求めた後に、活発な議論と検討の後に、会派としての調査研究テーマと視察先候補を決定し、相手先に希望する視察内容と具体的な質問事項を送付の後決定したものである。

今回視察の主要調査研究テーマは、(1)地域経済振興対策、(2)ワークシェアリング、(3)介護保険制度施策、(4)グリーンツーリズム、(5)ゴミリサイクルであるが、これらのテーマについては、これまで本会議における質問だけでも、民主フォーラム6議員が延べ58回にわたって本会議で質問を行っている。内訳は、(1)地域経済振興対策；5議員延べ17回、(2)ワークシェアリング；2議員延べ4回、(3)介護保険制度施策；6議員延べ17回、(4)グリーンツーリズム；5議員延べ12回、(5)ゴミリサイクル；4議員延べ8回である。

また、視察後1年を経過していないが、既に平成18年6月議会において菅原実議員が「ゴミリサイクル」について一般質問を行い、平成18年11月議会において遊佐美由紀議員が「グリーンツーリズム」について、視察結果を活かした一般質問を行っている。

「本を読めばわかるようなことしか書いておらず、ほとんど意味のない視察であった」について

視察先においては必ず関係施設等を訪問し、関係者から説明を受けており、担当者を決めて詳細にノートするとともに、録音するように心がけた。海外視察報告書はあくまで概要であり、録音テープだけで30時間を超え、資料も持ち帰った英語版と各国語のものをあわせ龐大なものであり、現在なお整理中である。

「3月29日、4月1日、2日の三日間は完全な物見遊山で、この間の経費は違法不当支出そのものである。」について

3月29日は、移動時間の関係でどうしても会議などの公式日程が組めず、観光立県を目指す立場からの芸術文化を活かしたまちづくりの視察となったものである。4月1日は、移動日、4月2日は休日であり、視察相手先となる公共機関及び民間機関ともに休日であり、公式訪問などは不可能であることから、歴史文化の視察となったものであり、やむを得ないものである。

最近出された「平成16年1月30日徳島地裁判決」においては、「地方議会の議員は、地方行政全般にわたる広範な領域においてその機能を十分発揮すべく、不断の研修及び調査研究が期待されている。海外事情を視察するための旅行も、そのような研修及び調査研究の手段として、その目的や地方行政との関連性に照らして合理的な必要性がある限り公益性を有する。」とし、合法とされたA会派は、「酪農、BSE、高齢者福祉施設等を訪問し関係者から説明を受け費用も社会通念上相当な範囲を超えたとは言えない。」としている点に照らしても、違法・不当支出ではないと考えるものである。

- ロ (15) について(自由民主党・県民会議 中華人民共和国調査団長 渡辺和喜) 会派による海外視察調査は、会派を構成する議員の議論をする上での共通認識を持つために行ったもの。特にこの上海大連調査に関しては、仙台空港利用の発展性や、県内企業の海外生産拠点の実態、日本製食料品の中国における評価やニーズとそれに本県が参加できる可能性など、多くの視察課題を抱えて行ったものである。

村井知事の与党会派と指摘されているが、議院内閣制でない二元代表制の地方議会において、与野党という明確な区別があり得るはずもなく、指摘そのものが議会を理解していないと言わざるを得ない。県行政のトップである知事が、国際戦略を打ち出している以上、議会における議論の質を向上させ、政策提言や執行部提案の予算、施策の妥当性を検証するためにも多くの会派構成議員が参加できる期日を調整したものでこの時期になった。

また、ビジネスクラスの利用については、個々の議員の体調等によるもので、たとえどのようなフライト時間であろうとも無駄遣いと指摘されるいわれはない。請求人の主張は、議会に対する正確な理解と認識に欠け、議員の行う視察や調査をはじめから不当な偏見を持って見ようとしていると思われる。

- ハ (16) について(自由民主党・県民会議 フランス海外行政視察団 千葉達、仁田和廣、石川光次郎)

120万円の費用弁償支給に関しては、議員報酬条例及び要領に基づき適切に支出されたものである。

県議会議員はそれぞれの選挙区より選出されるものの、県政全般を調査研究・政策提言等する立場であり、「都市部」選出であるという理由で、農業問題に関心がないとするのは一方的な見解と考える。また、実際都市部といわれる地域においても、それぞれに農地があり、農業問題は存在している。

全国の自治体が財政難に苦しんでいる中で、国においては「カジノ法」に向けた動きも活発化してきている。安定した自主財源を確保していく上でも、県政にとって重要な課題と考えている。事前研修も実施した中で、現場を調査してきたので、今後の県政に対して政策提言していきたいと考えている。

視察時間については、合計で8時間以上を費やしている。また、視察のための移動時間が加わることになるので、「せいぜい4時間程度」という指摘は当てはまらない。また、総時間というよりは、調査の内容が肝要であり、そのことは調査報告にまとめたところである。

二 提出された証拠書類

番号14の旅行を行った議員から、近畿日本ツーリスト株式会社仙台イベントコンベンション支店が平成18年3月24日に発行した旅行代金の一部5,279,000円の請求書及び領収書の写しが提出された。

番号15の旅行を行った議員から、日本通運株式会社仙台旅行支店あてに平成18年10月6日に振り込んだ旅行代金の一部1,884,206円の振込金受取書(兼手数料受領書(525円))の写しが提出された。

番号16の旅行を行った議員から、日本通運株式会社仙台旅行支店あてに平成18年10月12日に振り込んだ旅行代金の一部2,561,448円の振込金受取書(兼手数料受領書(525円))の写しが提出された。

3 監査対象旅行の業務を取り扱った旅行業者に対する調査

監査対象旅行の旅行業務を取り扱った近畿日本ツーリスト株式会社仙台イベントコンベンション支店と日本通運株式会社仙台旅行支店に対して、それぞれの旅行代金受領の状況、見積書記載の航空運賃、現地交通費等の根拠及び航空会社、現地交通機関及びホテル等に支払った金額について文書及び聴き取りにより調査した。結果は次のとおりである。

(1) 近畿日本ツーリスト株式会社仙台イベントコンベンション支店(番号14)

イ 旅行代金の一部として、平成18年3月24日に5,279,000円を受領していた。

ロ 見積書記載の航空運賃、現地交通費については、原価(為替レートにより変動)に10~15%の手数料を上乗せして算出しているとのことであった。

ハ 当該旅行に関し、航空会社、バス会社及びホテル等に支払った金額については、企業秘密のため回答できないとのことであった。

(2) 日本通運株式会社仙台旅行支店

イ 番号15の旅行代金の一部として、平成18年10月6日に1,884,206円を受領していた。

ロ 番号16の旅行代金の一部として、平成18年10月12日に2,561,448円を受領していた。

ハ 番号15・16共に、航空運賃については、ビジネスクラスの公示運賃、現地交通費用については、現地手配会社の見積りに基づき算出したとのことであった。

ニ 航空会社、現地交通費用、国内移動費用に支払った金額は、会社の利益に深く関わる部分なので回答できないとのことであった。

4 監査対象箇所等からの聴き取り

事実確認、議長及び監査対象旅行を行った各議員の回答を踏まえて、議会事務局に対して聴き取りを行った結果は、次のとおりである。

(1) 議員の海外派遣が決定するまでの手続きについて

イ 議員の海外派遣は、地方自治法、会議規則及び要領の規定により、議長への申し出、議会運営委員会の承認、本会議の議決を経て派遣が決定する。

ロ 議員の海外派遣の議決がなされた場合は、本会議の傍聴や議会のホームページ等で検索・閲覧することができる。

(2) 議員派遣に係る費用弁償について

イ 議員の任期中に2回以内で、かつ、総額120万円以内である。

ロ 今改選期(平成19年4月)から、予算の上限を費用弁償90万円、通訳料(支出科目は役務費)10万円の合計100万円に改正している。

ハ 費用弁償の対象は、航空運賃、車賃、宿泊料(朝食・夕食代含む)、日当等で、通訳料、ガイド料、昼食代、添乗員代は対象外である。支給方法については、職員旅費条例が適用される等、職員の例による。

(3) 旅行費用の支払い方法等について

議員に支給される費用弁償は、議員報酬条例に基づき、一般職員の旅費に倣って支給される。職員旅費条例の規定に基づき、費用弁償請求に係る添付書類として、旅行業者からの見積書、日程表を付け、外国内での車賃は実費支給となっていることから、後日旅行業者からの支払証明書を徴収している。費用弁償は、議員個人に支給され、旅行業者への支払も議員本人が行うシステムとなっている。

(4) 支度料について

支度料は、外国旅行において、内国旅行の場合とは異なる準備や携行品が必要となる。旅行保険や日本と異なる衛生状態・気候に対応するための携行品、外交的観点からの最小限の儀礼品(お土産等)にかかる費用にあてるものであり、必要な経費と考えている。

(5) 航空運賃、ホテル代について

イ 航空運賃については、職員旅費条例に基づき、旅行業者の見積書で、算出することになっている。業者の選定方法については、一般職員と同様、旅行者に委ねられている。

ロ ホテル代(宿泊代)については、議員報酬条例に基づき、宿泊する場所により定額での支給であり、パリに宿泊する場合は、議長以外の議員は、一泊25,700円支給される。

(6) 競争性の働かない旅行業者の選定について

イ 現行の制度では、複数者の見積あわせ等を求められておらず、取り入れていない。

ロ 東北・北海道地区で、議会事務局の調べた範囲では、青森県・秋田県・岩手県・山形県が宮城県と同じ取り扱いとなっている。北海道は、議長に視察の計画書を提出する際に、複数の見積書を提出することとしている。福島県は議会事務局が関与し、大手の旅行業者の見積あわせ等を実施している。

(7) 番号14の旅行について

イ 議員派遣の目的は、地域経済振興対策、労働対策(ワークシェアリング)、グリーンツーリズム対策、産業廃棄物処理・リサイクル対策、介護保険制度対策である。

ロ 議決を受けた派遣目的は、主要なテーマを掲げているもので、バルセロナやパリ

のルーブル美術館，オルセー美術館視察については，行程表に「芸術文化・街づくり」等と記載されているが，派遣目的の範囲内であると考える。

ハ 4月1日はアムステルダムからパリへの移動日で，ベルギーのブリュッセルを経由してパリへ移動しており，移動時間を有効に活用して芸術文化等の視察を行ったもので，目的地や調査先等を勘案し移動手段を決めたものと理解している。

ニ 議員については，一般職員のような勤務時間の概念がないことから，公務があれば土・日曜日でも日当が支給されるものと考える。

(8) 番号16の旅行について

イ 日程が一部変更されたが，費用弁償の支給額に変更はなく，精算確認は適正に行われている。

ロ 日程変更は，平成18年11月30日に提出された海外視察報告書によって判明した。その変更内容は，当初予定していたバイオ燃料生産現場の視察が中止となったことから，3日目の予定を2日目に繰り上げ，3日目はパリ市内の日本大使館等への視察を行っている。

ハ 旅行した石川議員，千葉議員及び仁田議員については，予算の上限の120万円を超えていたため，日程変更に伴い，日当の8,300円を減額しても支給額には影響しない。

(9) 議員の海外派遣の成果について

イ 派遣の成果は，本会議での質問や委員会の場において県政への施策提言や政策立案に十分生かされていると考えている。

ロ 今回の中国等派遣については，村井県政の中で，アジア向けの経済交流や企業誘致など富県戦略の中で成果が出てくるものと考えている。

ハ 議長に提出された海外視察報告書は，県議会図書室に配架しており，開示請求すれば，誰でも閲覧することができる。

5 番号14及び16の旅行を行った議員への再調査

事実確認，議長及び監査対象旅行を行った各議員への調査の回答，議会事務局に対する聴き取り結果を踏まえて，再度，番号14及び16の旅行を行った各議員に対して文書による調査を行い，回答を得た。できるかぎり回答書の原文に即して記載する。

(1) 番号14の旅行について(民主フォーラム代表 内海太)

イ 議決を受けた派遣目的にない，芸術文化・街づくり視察のテーマを設定するに至った経緯は，土日は公式視察ができないこと。観光立県をめざす立場から観光施策の充実をはかる必要があること。訪問国の道路交通事情や街並み風景を見ることが大切であること。潤いのある街づくりには文化行政の推進が重要であることなどから設定した。

ロ アムステルダムからパリへの移動にバスとタリスを利用した理由は，飛行機の利用は時間的ロスが大きいこと。料金も割高になること。訪問国の道路網・高速交通の視察をすべきこと。バスやタリスで訪問国の街並み・国土状況，生活状況を視察すべきことなどを理由に利用した。

(2) 番号15の旅行について(自由民主党・県民会議 フランス海外行政視察団
千葉達，仁田和廣，石川光次郎)

イ 調査先としたバイオエタノール関連企業へのアポイントメントの調整の時期及び方法は、8月に日通旅行のフランス代理店を通じて、バイオエタノール関連企業の情報を集めて頂きました。その中から、以前にも視察受け入れ実績のあるテレオスバイオエタノール社を推薦頂き、受け入れに関しての申し入れを行って頂きました。更に9月に入り、地元代議士を通じて、在フランス日本大使館からも視察受け入れに関しての要請をして頂きました。

ロ 現地到着後に、急遽相手企業の都合により、受け入れ不可の連絡を受けました。理由は、生産技術情報を公開することはできない、ということで視察が取りやめになりました。

ハ 視察が取りやめになった後の措置と日本大使館を選定した理由は、もう一つの視察先として、ジェット口のルートで、バイオエタノール関連の機械メーカーを当たって頂きましたが、こちらも結局は受け入れ不可となりました。そのため、テレオスバイオエタノール社と関連機械メーカーの視察が不可能となったため、今回の視察依頼等でお世話頂いた日本大使館に連絡を取ったところ、フランス国としてのバイオエタノール産業について、資料を集めているとのことであったため、その資料を基にお話を聞くことができることとなり、日本大使館を調査先としました。更に、日本大使館を通じフランス農務水産省に連絡を取って頂き、翌日の説明内容に「バイオエタノール産業関連」を入れて頂くようお願いをしたところ、フランス農務水産省視察では、バイオエタノール政策担当官による「フランスにおけるバイオエタノール産業の現状」について説明を受けました。

6 番号14の旅行に係る車賃及び日当の返納

番号14の旅行に係る3月29日及び4月2日分の車賃及び日当114,600円について、旅行した民主フォーラムの6人の議員が自主的に平成19年5月7日に返納していることを確認した。

第7 判断

1 議員の派遣及びその費用弁償に係る規定及び手続き等について

議員の派遣については、法第100条第12項の規定を受け、会議規則第122条により、議会が議員を派遣しようとするときは、派遣の目的、場所、期間等を明らかにして議会の議決で決定することとされている。

また、要領で、派遣基準が定められており、その基準により議長に申し出をし、議会運営委員会の承認を得て、本会議の議決を経て派遣が決定することとなっている。

議員の派遣が決定すると、海外派遣に要する費用について、議員報酬条例及び職員旅費条例の規定に基づき、議員から費用弁償の請求の際に提出される旅行業者の見積書や日程表といった添付書類をもとに算出され、議員に支給されることとなる。

帰国後は、1週間以内に精算の手続きをとることになっており、また、派遣の成果は、本会議や委員会の場での質問や県政への政策提言や条例の立案等に活かされるとともに、まとめられた海外視察報告書は議会図書室に配架され、開示請求すれば誰でも閲覧できることとなっている。

一方、知事は、財務会計を適正に執行し、不適正な場合は是正する等の責務を有し、

違法な支出に対しては不当利得返還請求権を行使しなければならない。本件における監査の対象となるのは、前記第4の1で述べたとおり知事の財務会計上の行為としての費用弁償の支出であり、具体的には費用弁償の算定、支給、精算等に係る違法又は不当性の有無である。その判断に当たっては、計数や手続上の問題のみならず、当該旅行が、議決された派遣目的に適合したものであるか、所期の成果を挙げたものであるかなど、幅広い観点を考慮する必要がある。

なお、前記第4の2で述べたとおり、番号1から番号13までの旅行については、監査請求を行うことができる期間を徒過した不適法なものとして却下する。

監査委員は、以上のことを踏まえて監査対象旅行に係る費用弁償の支出について監査を実施した。

2 請求の趣旨1について

請求書の第1 請求の趣旨1の(1)から(6)までは、請求人が言うところの共通して見られる問題点としてまとめたものであるが、このうち関連する(1)、(2)及び(5)については、前述のとおり、議員の派遣は、法、会議規則及び要領の規定に基づき、目的、内容等を審査の上議会の議決を経て行われており、また、議長は「その成果は、海外視察報告書に記載されるだけでなく、本会議での質問や委員会の場において県政への政策提言や立案に活かされている。」と回答していることから、請求人の主張するような違法・不当な支出と認めることはできない。

(3)については、第6に記載したとおり監査対象旅行に係る費用弁償として支出された金銭のほぼ全額が、直ちに旅行者に旅行代金として支払われたことを確認した。

(4)については、現行制度上、競争入札等による業者選定を義務づけられてはいないことから、違法とは認められない。

(6)については、現行制度に対する立法論としての主張であるが、支度料の趣旨から、不必要な制度とは認められない。

「支度料は、外国旅行において、内国旅行とは異なる準備・携行品（旅行保険、日本と異なる衛生・気候状況に対応するための携行品及び外交的な観点から必要となる最小限の儀礼品）等にかかる費用にあてるために支給される旅費である。」

（公務員の旅費法質疑応答集：旅費法令研究会編：学陽書房）

以上のことから、いずれも請求人の主張には理由がない。

3 請求の趣旨2について

請求書の第1 請求の趣旨2で個別に違法・不当性が指摘された番号1から番号16までの旅行のうち監査対象旅行に係る費用弁償の支出について判断した結果を以下に記載する。

(1) 番号14の旅行について

請求人は、「報告書に視察結果を今後の県政にどう活かすかについては、ほとんど触れていない、また、報告書の内容を見ても、ほとんど意味のない視察であった」と述べている。この点について、旅行した議員は、「18年6月議会及び18年11月議会において、視察結果を活かした一般質問を行っており、海外視察報告書について

も、概要を記載したもので、30時間を超える録音テープ及び持ち帰った膨大な資料を現在整理中」と回答しており、調査の成果が認められる。

次に、「この内、3月29日、4月1日、2日の3日間は完全な物見遊山で、この間の経費は違法・不当支出そのものである。」と述べている部分についてであるが、イ 3日間の行動は、以下のとおりであることを確認した。

3月29日(水)

移動時間の関係で、会議などの公式日程が組めず、全日バルセロナに滞在することになっていたが、宮城県が観光立県を目指していることから、芸術文化を活かした街づくり政策をテーマとして、バルセロナ市内の視察を行っている。

4月1日(土)

アムステルダムからパリまでの移動日であったが、途中のベルギーで、芸術文化を活かした街づくり政策をテーマとして、ベルギー市内の視察を行っている。

4月2日(日)

日曜日ということで、公式日程が組めず、全日パリに滞在することになっていたが、芸術文化を活かした街づくり政策をテーマとして、パリ市内の視察を行っている。

ロ 3日間の一人当たりの車賃及び日当の支給額は、以下のとおりであることを確認した。

3月29日(水)

車賃2,420円、日当7,000円、計9,420円が支給されている。

4月1日(土)

タリス代(鉄道賃)17,100円、車賃22,580円、日当8,300円、計47,980円が支給されている。

4月2日(日)

車賃1,380円、日当8,300円、計9,680円が支給されている。

上記イで分かるように、公式な行事が組まれていない日、あるいは移動だけの日については、自主的に目的を設定し、視察が行われていることを確認した。

もとより、派遣期間中の調査、視察等の活動は、議決された主要な目的に限定されるものではなく、本県の行財政運営に関連があるものについては広く認められるべきであり、派遣期間中に主要目的以外の目的に係る調査・視察等を行うことも、それが合理的必然性がある限り許容されるものである。

このうち、4月1日については、そもそもアムステルダムからパリまでの移動日であり、移動途中にベルギーに立ち寄っているが、ベルギーは経路を逸脱しているものではない。また、旅行を行った議員から第6の5-(1)-ロに記載したとおり回答があり、合理的な理由があると認められることから、当日の鉄道賃、車賃、日当に係る支出に違法性は無い。

3月29日及び4月2日については、「公式日程が組めず、全日バルセロナ又はパリに滞在することになった」ことから、主要目的に係る調査等の公務が予定されていなかったために「芸術文化・街づくり調査」を行ったことが伺え、これも観光立県を目指す本県の重要課題であることから、一概に不必要であるということとはできない。

しかしながら、一般的に議員の海外派遣における主要な目的については、派遣前に調査先の選定やアポイントメントの取得、事前の調査等必要な準備を行い、現地においては、視察、資料収集、関係者からの聴き取り等の調査やその記録を行い、帰国後、それらの内容を海外視察報告書にとりまとめるとともに県政への政策提言等に活用するといった一定の要件を具備しているものと考えられるところであり、主要目的以外の目的に係る調査活動を公務として評価するためには、これらの要件と同等ないしこれに準ずる程度に具備しているものと認められなければならない。

3月29日及び4月2日の調査活動については、事前の準備、調査の態様、調査内容の報告、県政への活用状況などを総合的に判断すると、主要目的についての調査と同様の公務性を有していると認めることは困難である。

議員の費用弁償の支給については、職員の旅費の例によるとされているところ、一般職員の場合にあっては、用務地に滞在する日において公務のない場合には、車賃及び日当は支給しないこととされていることから、3月29日及び4月2日分の旅行に係る車賃及び日当の支給については、違法又は不当な支出と判断する。なお、第6の6に記載したとおり、両日分の車賃及び日当114,600円は平成19年5月7日に自主的に返還されたことを確認した。このため、法第242条第4項の措置を講ずる必要が認められない。

(2) 番号15の旅行について

請求人は、「知事の海外戦略に対して何を提言するのかについては、全く触れておらず、この時期に8人(内3人は別の経費)もがそろそろと旅行する必要があったとは到底思われない。」と述べているが、旅行した議員は、「会派を構成する議員の議論をする上での共通の認識を持つために行ったもので、県行政のトップである知事が、国際戦略を打ち出している以上、議会における議論の質を向上させ、政策提言や執行部提案の予算、施策の妥当性を検証するためにも多くの会派構成議員が参加できる期日を調整したものでこの時期になった。」と回答しており、所定の手続きを経たこの旅行の内容をもって違法と断定することはできない。

また、外国旅行に係る航空賃については、議員報酬条例により、議員は、「運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、最上級の運賃を、運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、上級の運賃を支給する。」と規定されており、ビジネスクラスの利用を前提とする費用弁償の算定に違法性はない。したがって、この旅行に係る請求人の主張には理由がない。

(3) 番号16の旅行について

請求人は、「ビジネス航空賃917,200円が高い」と指摘しているが、当該旅行業務を取り扱った旅行業者の調査により、成田～パリ間の往復ビジネスクラスの公示運賃であることを確認した。

また、「パリの宿泊料金1泊42,000円が高い」という指摘については、職員旅費条例に規定されている1泊25,700円で支給されていることを確認した。

次に、「3議員の選挙区は都市部であり、農業の調査に主たる関心がない」という

指摘については、派遣された議員は、「都市部であっても農地があり、農業問題は存在する。」と述べているし、そもそも県議会議員は、自分の選挙区のことのみでなく、県政全体に対する見識を高め、地方公共団体の運営全般にわたっての方針を決定する議会の構成員となる必要がある。

また、「この時期にカジノの調査をしなければならない理由を見出すのは困難である。」という指摘については、旅行した議員は、「全国の自治体が財政難に苦しんでいる中で、国においては、「カジノ法」に向けた動きが活発化しており、安定した自主財源を確保していく上でも、県政にとって重要な課題であり、今後の県政に政策提言していきたいと考えている。」と回答しており、所定の手続きを経たこの旅行の内容をもって違法と断定することはできない。

さらに、「費用弁償として支給された部分以外の経費の出所を明らかにすべきである。」と述べているが、これは公金での費用弁償の支出が違法か否かの判断を求める住民監査請求にはなじまない。

なお、本件旅行においては、派遣の目的として議決された「バイオマス活用（特にバイオ燃料）調査」に係るものとして、当初予定していたバイオ燃料生産現場の視察が中止となり、代替えの現場視察も行うことなく、当初の予定に無かった日本大使館を訪問してバイオマス活用に係る聴き取り調査を行ったことが認められた。

その理由や経緯は、「平成18年9月に地元代議士を通じて、在フランス日本大使館から、また、ジェット口のルートでも、バイオエタノール関連企業への視察受け入れを要請して頂いたが、生産技術情報を公開することは出来ないとの理由で急遽受け入れ不可となったため、フランス国としてのバイオエタノール産業について資料を集めている日本大使館でその資料を基にお話を聞くことができることになり調査先としました。更に、日本大使館を通じフランス農務水産省に連絡を取って頂き、翌日の説明内容に「バイオエタノール産業関連」を入れて頂くようお願いしたところ、フランス農務水産省視察では、バイオエタノール政策担当官による「フランスにおけるバイオエタノール産業の現状」について説明を受けました。」とのことである。

本旅行における当初予定した視察の中止は、遺憾である。日本大使館及びフランス農務水産省における聴き取りも次善の策と認められるものではあるが、現場視察の中止により、派遣の成果が大きく減じられることとなったことは疑いのないところである。議員の派遣は議会の議決を経て行われるものであるから、議決された派遣目的に係る所期の成果が挙げられるよう、事前の準備等を十分に行い、視察内容の変更が極力生じないよう留意すべきである。

さらに、このことにより日程に一部変更があったため費用弁償について再計算すると一人当たり8,300円の減額となるにもかかわらず、精算手続きにおいてそのまま精算しており、精算事務が不適切であったことが判明した。しかし、費用弁償の支給については、3議員とも120万円で打ち切りされており、支給額に影響がないことを確認した。したがって、この旅行に係る請求人の主張には理由がない。

4 請求の趣旨3について

請求書の第1 請求の趣旨の3で請求人が主張している「実態が単なる観光旅行の場

合及び旅費の一部がプールないし他に流用された部分は宮城県知事に不当利得返還請求権を行使するよう勧告せよ」ということについては、監査対象の旅行内容についての判断は前述のとおりであるし、第6に記載したとおり監査対象旅行に係る費用弁償として支出された金銭のほぼ全額が、直ちに旅行業者に旅行代金として支払われたことを確認した。

5 結論

以上のことから、監査対象旅行に係る請求には理由がないので、これを棄却する。

付言 議会に対する要望

議員の海外派遣は、法第100条第12項の規定に基づき、議会の議決を経て、議会において派遣するものである。したがって、派遣の成果は、議会に帰属するものであって、議員全員が共有するものでなければならず、派遣された議員個人が「見識を深めた」、「調査研究に役立った」等にとどまるものであってはならない。

派遣の成果を挙げるためには、調査先の選択やアポイントメントの取得及び事前研修等必要な準備を早くから行い、現地においては、視察、資料収集、関係機関及び関係者からの聴き取り等の調査やその記録を丹念に行い、帰国後、それらの内容を海外視察報告書に詳細に取りまとめるとともに、県政への政策提言等に積極的に活用することが必要である。この場合において、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という法第2条第14項の趣旨も考慮されなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、監査の過程において、このような留意点を十分に尽くしたとは言い難いものも見受けられ、議員の海外派遣の成果や経済性をより高めるために改善を要する点が認められたので、監査委員は議会に対して次のことを要望することとした。

- 1 十分な事前準備や経費節減のため、早期の計画策定に留意するとともに、企画内容や経費の競争性を高めるため、旅行業者の選定に当たっては、既に実施している他県の例も踏まえ、複数者の見積書を徴収して契約するよう努めること。
- 2 視察先のアポイントメント取り消しにより、視察日程や視察内容の変更が生じたものもあったが、視察計画の変更は、派遣の成果にも大きな影響を与えかねないことから、派遣される議員がアポイントメントの確実な取得に主体的に取り組むよう留意すること。
- 3 派遣前における調査先の選定やアポイントメントの取得及び事前研修等の準備、現地における調査・記録等の実施、視察後の海外視察報告書のまとめ、さらには、政策提言等への活用といった一連の議員の海外派遣についての総合的な指針作成を検討すること。